

令和 8 年 第 1 回 神 奈 川 県 議 会 定 例 会

提 出 議 案 説 明 資 料 (附 属 資 料)

(2 月 12 日 提 案 分)

警 察 本 部

目 次

ページ

1 神奈川県地方警察職員定数条例新旧対照表 1

神奈川県地方警察職員定数条例（昭和29年神奈川県条例第32号）

改正後		改正前																																									
第1条（略） （職員の定数）		第1条（略） （職員の定数）																																									
第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。		第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">職員の区分</th> <th>定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">警察官</td> <td>警視</td> <td>396人</td> </tr> <tr> <td>警部</td> <td>933人</td> </tr> <tr> <td>警部補及び巡査部長</td> <td>9,506人</td> </tr> <tr> <td>巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中の者を含む。）</td> <td>4,982人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>15,817人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">警察官以外の職員</td> <td>1,722人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>17,539人</td> </tr> </tbody> </table>		職員の区分		定数	警察官	警視	396人	警部	933人	警部補及び巡査部長	9,506人	巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中の者を含む。）	4,982人	計	15,817人	警察官以外の職員		1,722人	合計		17,539人	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">職員の区分</th> <th>定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">警察官</td> <td>警視</td> <td>394人</td> </tr> <tr> <td>警部</td> <td>930人</td> </tr> <tr> <td>警部補及び巡査部長</td> <td>9,476人</td> </tr> <tr> <td>巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中の者を含む。）</td> <td>4,967人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>15,767人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">警察官以外の職員</td> <td>1,722人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>17,489人</td> </tr> </tbody> </table>		職員の区分		定数	警察官	警視	394人	警部	930人	警部補及び巡査部長	9,476人	巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中の者を含む。）	4,967人	計	15,767人	警察官以外の職員		1,722人	合計		17,489人
職員の区分		定数																																									
警察官	警視	396人																																									
	警部	933人																																									
	警部補及び巡査部長	9,506人																																									
	巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中の者を含む。）	4,982人																																									
	計	15,817人																																									
警察官以外の職員		1,722人																																									
合計		17,539人																																									
職員の区分		定数																																									
警察官	警視	394人																																									
	警部	930人																																									
	警部補及び巡査部長	9,476人																																									
	巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中の者を含む。）	4,967人																																									
	計	15,767人																																									
警察官以外の職員		1,722人																																									
合計		17,489人																																									
2～4（略）		2～4（略）																																									
第3条（略）		第3条（略）																																									
附則		附則																																									
（施行期日）		（新設）																																									
1（略）		1（略）																																									
（神奈川県職員定数条例の一部改正）		（新設）																																									
2（略）		2（略）																																									
（職員の定数に関する特例）		（新設）																																									
3（略）		3（略）																																									
4 令和9年3月31日までの間は、次の表の左欄に掲げる職員の区分に係る職員の定数は、第2条第1項の規定にかかわらず、同項に定める員数に、同表の右欄に掲げる員数を加えた員数とする。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「前項及び附則第4項」と、同条第3項及び第4項中「第1項」とあるのは「第1項及び附則第4項」と、同項中「同項」とあるのは「これらの項」とする。		（新設）																																									
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>警部補及び巡査部長</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中の者を含む。）</td> <td>8人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>24人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>24人</td> </tr> </tbody> </table>		警部補及び巡査部長	16人	巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中の者を含む。）	8人	計	24人	合計	24人																																		
警部補及び巡査部長	16人																																										
巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中の者を含む。）	8人																																										
計	24人																																										
合計	24人																																										